

秋田市中心卸売市場の今後の あり方に関する研究(中間報告)

平成19年1月
秋田市中心卸売市場の今後の
あり方に関する研究会

1 中央卸売市場を取り巻く環境

全国の中央卸売市場の流通環境は、輸入制限の緩和等による国際化の進展や加工技術の向上による冷凍野菜等の多品目化、情報・流通網の発達による流通機構の多様化などにより日々変化しており、卸売市場の経由率は、青果・水産ともにここ十数年来減少している。

国では、平成16年6月に「品質管理の高度化」「卸売市場の再編」「規制緩和」「仲卸業者への財務基準の導入」の諸点を主眼にした卸売市場法の改正を行うとともに、同年10月には中央卸売市場の再編基準を盛り込んだ「卸売市場整備基本方針」を定め、さらに平成17年3月には、地方卸売市場への転換や再編措置などに取り組むべき市場を具体的に指定した「中央卸売市場整備計画」を公表したところである。

一方、秋田市中央卸売市場における取扱数量・取扱金額は、全国と同様に減少しているが、生鮮食料品の出荷が大都市圏の中央卸売市場へ集中する傾向ともあいまって、その経由率の減少については全国平均を上回るものと推察される。

また、このような環境の中で卸売市場流通を担う卸・仲卸業者の財政環境や経営環境も、年々厳しさを増している状況にある。

2 あり方研究会設置の経緯および活動状況

(1) 設立の経緯と目的

「秋田市中央卸売市場の今後のあり方に関する研究会」は、先に述べたような環境の変化の下で、卸売市場が生産者・消費者両サイドの期待に応えられる構造的な転換が求められていることから、「安全・安心」で「効率的」な流通システムを実現するため、今後のあり方を研究することを目的に平成17年5月に設置したものである。

(2) 活動状況

このあり方研究会は、秋田市農林部長を代表に農林部職員・市場長以下の市場管理室職員26人をメンバーに、4回の全体会を開催している。また、研究テーマ別に「必要性」「品質管理」「規制緩和」「再編等」の4つのワーキンググループに分かれ、延べ33回に及び調査・研究を重ねてきたところである。

3 あり方研究会の研究内容

(1) 卸売市場の必要性と今後の方向性について

ア 人口減少と高齢化が進展する社会構造の中において、消費者と直結する大小の小売店の形態・業態は変化していくと推測されるものの、生鮮食料品等を安定的に供給するとの市場機能からすれば、依然として卸売市場は流通の一翼を担っていくものと考えられ、将来的にもその必要性（又はその機能の有用性）は大きいと判断される。

- イ 卸売市場の方向性については、平成16年に国が示した中央卸売市場再編基準では、基準に抵触した市場は、他市場との統合・連携、地方卸売市場への転換等の再編に取り組みなければならないとしている。現時点では、本市場は基準に抵触していないが、漸減する取扱高や厳しい入場業者の経営状況を考えると、今後国が再度示すと予想される再編基準によっては、再編に取り組むべき市場に分類される可能性は否定できない。
- ウ また、大分・釧路両市の卸売市場は、平成18年4月から「地方卸売市場」へ転換しているところであり、あり方研究会では現実的な選択肢として、両市場を参考に「中央」から「地方」へ転換した場合を想定し調査研究を行った。
- エ その結果、中央卸売市場と地方卸売市場を比較した場合、後者のメリットが大きいと判断したが、転換後1年を経過していない現段階では、入場業者、消費者、開設者それぞれに対する数値的な影響が明らかになっていないことから、今後さらに調査・検討を進めていくべきものとする。
- (2) 市場再編と規制緩和策の活用について
- ア 再編として、本市場内の業者間の合併のほか、本市場と他市場との合併や連携、統合等も考えられる。業者間の合併の場合は相互に補い合うパートナーの選択が極めて困難であることから、現実的な動きが見られない。また、市場間の連携等については、集荷等の効率性が低下する危惧が残り、卸売市場間で模様眺めの状況が続いているようである。
- イ 規制緩和については、本市場においても「市場外販売」に取り組んで成果を上げている仲卸業者や、インターネットを活用した取引を計画している卸売業者もいる。今後これらの取引事例をさらに調査・研究し、本市場の入場業者が、経営改善・体質改善につなげていくために支援し、又は情報提供していきたいと考えている。
- ウ 平成21年度から委託手数料が自由化されるが、これは卸売業者の経営に直結する事項であり、国や他市場の動向を見極めつつ慎重に対処していかなければならない。
- (3) 食の安全・安心対策について
- ア 食の安全・安心に対応する策として、「品質管理の高度化」が求められているが、これについては、コールドチェーンの一環として低温卸売場の設置、入場業者に対し品質管理責任者の選任を求めるとともに、品質管理責任者に対する講習会や意見交換会の実施、衛生に関するアンケート調査などを行っている。
- イ 引き続き計画的な施設整備を行いながら、品質管理の高度化と衛生意識の向上に向けた施策を実施していく必要がある。

4 直面する課題

大要、以上であるが、これまでの研究結果を踏まえると、今後のあり方研

究会の研究課題又は本市場における課題は、次のように絞られる。

- (1) 求められる市場機能の観点から、「中央卸売市場の維持」か「地方卸売市場への転換」か、あるいは他に選択肢があるのか等の見極めを行う。(綿密な事例研究とその情報の提供)
- (2) 再編・規制緩和への対応を適切に行う。(事例研究と情報提供および適宜な対応)
- (3) 卸・仲卸業者の財務改善への対応を行う。(厳しい環境に耐えられる企業体力の向上に向けた指導)
- (4) 食の安全・安心、品質管理の高度化へのさらなる対応を行う。(年次的・計画的な施設整備と市場内衛生意識向上策の実施)
- (5) 国や他市場の動向に関する情報収集および提供を行う。(関係する情報の収集と分析および提供)

5 おわりに

本市場を取り巻く社会経済情勢は非常に厳しく、この状況を打開するためには、入場業者にとっては当事者意識を持った自助努力が、開設者にとっては市民に対する生鮮食料品の安定供給を第一義とする卸売市場の運営努力が必要であると考える。

今後は、国の動向等を注視するとともに、この報告書を参考としながら生産者、消費者、入場業者などの本市場関係者や市議会との幅広い議論を重ね、安全・安心で効率的な流通システムを検討してまいりたい。

【参 考】

(1) 中央卸売市場数の推移

年 度	昭和 30	昭和 40	昭和 50	昭和 60	平成 7	平成 17	平成 18
市 場 数	2 7	5 2	8 0	9 1	8 8	8 6	8 4
開設市数	1 3	2 3	4 5	5 6	5 6	5 6	5 4

昭和 3 0 ~ 平 1 7 年度までは各年度末現在。平 1 8 年度は 4 月 1 日現在

(2) 東北 6 県の中央卸売市場数

(平成 1 8 年 4 月 1 日現在)

県 名	市 名	市場数
青森県	青森市	1
	八戸市	1
岩手県	盛岡市	1
秋田県	秋田市	1
山形県	山形市	1
宮城県	仙台市	1
福島県	福島市	1
	いわき市	1
合 計	8 市	8 市場

(3) 卸売市場経由率 (推計) の推移

単位 : %

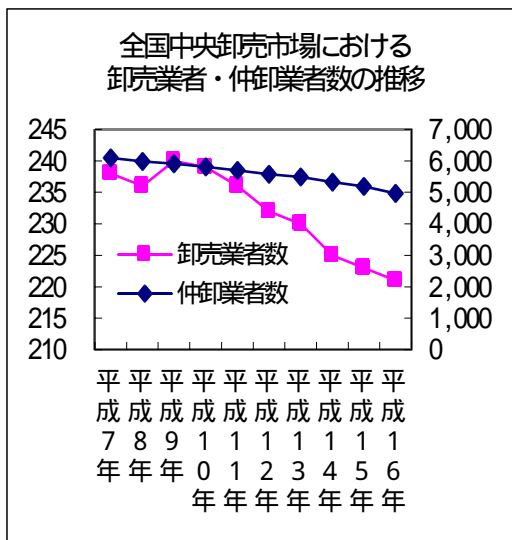
年 度	青 果	水 産 物	花 き
平成 6	7 4 . 7	7 0 . 2	8 5 . 1
7	7 4 . 2	6 7 . 6	8 1 . 9
8	7 4 . 8	6 9 . 4	8 4 . 1
9	7 4 . 7	7 1 . 0	8 5 . 5
10	7 4 . 8	7 1 . 6	8 5 . 6
11	7 1 . 4	6 8 . 6	8 3 . 7
12	7 0 . 9	6 6 . 2	7 9 . 1
13	6 9 . 3	6 2 . 5	7 9 . 6
14	7 0 . 3	6 1 . 2	7 9 . 7
15	6 9 . 5	6 3 . 2	8 0 . 9

資料 : 農林水産省「食料需給表」等より推計

出典 : 農林水産省流通課作成「卸売市場データ集」

(4) 全国中央卸売市場における卸売業者・仲卸業者数の推移

年 度	卸売業者数	仲卸業者数
平成 7 年	238	6,091
平成 8 年	236	5,990
平成 9 年	240	5,911
平成 1 0 年	239	5,807
平成 1 1 年	236	5,705
平成 1 2 年	232	5,580
平成 1 3 年	230	5,488
平成 1 4 年	225	5,328
平成 1 5 年	223	5,193
平成 1 6 年	221	4,971



青果部・水産物部・花き部の合計業者数の推移である。

数字は各年度末現在である。

出典 : 農林水産省総合食料局流通課作成「卸売市場データ集」